

南信州広域連合

看護師等確保対策修学資金貸与制度(概要)

対象職種	看護師、助産師、保健師、准看護師
対象者	看護師等の養成施設の在學生で、免許取得後、直ちに「指定施設（南信州圏域の医療機関又は介護・福祉関係機関）」において看護師等の業務に従事する意思を有する者
貸与予定人数	毎年3月に公開する募集要項に記載された数
貸与額	月額50,000円（年額600,000円） 無利息
貸与期間	養成施設の正規の修学期間（留年や休学期間は除く）
他制度の併用	併用は不可（構成市町村または長野県の修学資金制度は除く）
申請及び決定	保証人を1名（成年者に限る）選定し、必要書類を提出 選考審査会にて対象者を決定
修学資金の返還	修学資金の貸与期間満了時、貸与決定の辞退・取消時に変換開始 ただし、返還猶予または返還免除に該当する場合は返還の対象外
修学資金の返還猶予	次のいずれかの事由が継続する場合、猶予弁済期の未到来部分の全額を猶予 ①貸与決定の辞退・取消後も在学中の場合（偽り不正等による取消は除く） ②養成施設卒業後、さらに別の養成施設で修学している場合 ③免許取得後、南信州圏域内の「指定施設」に勤務している場合 （就業する施設が定める疾病、負傷、出産等による休業中の期間で、広域連合長が認めた期間を含む）
修学資金の返還免除	次の全てに該当する場合、弁済期の未到来部分の全額を免除 ①卒業（修了）した日の翌年の3月末日までに、資格取得の試験を受け免許を取得していること ②免許取得後、直ちに「指定施設」で看護師等の業務に従事していること ③「指定施設」における看護師等の業務の従事期間が5年に到達していること （返還の猶予対象となる休業期間を除く）

※南信州圏域とは、南信州広域連合を構成する区域を指す。 ※申込者多数の場合は、別途選考により貸与者を決定する。

 南信州広域連合

飯田市／松川町／高森町／阿南町／阿智村／平谷村／根羽村／下條村／売木村／天龍村／泰阜村／喬木村／豊丘村／大鹿村